令和７年１１月

取引先企業の皆さまへ

「建設キャリアアップシステム」への登録及び運用について

株式会社　福 田 組

拝啓　貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・処遇改善と、現場の生産性向上を図ることを目的に、令和元年４月より本格運用が開始された建設キャリアアップシステム（以下：CCUS）は、令和５年度からは建設業退職金共済制度（建退共）の CCUS 移行、社会保険加入確認の CCUS 活用の原則化等が実施されております。

当社としては国土交通省の各施策に準拠し、これまで以上に強力に CCUS を推進するため以下の対応を実施することと致しました。

既に多くの協力会社様が CCUS への登録が完了していることと思いますが、まだ事業者登録、並びに社員の技能者登録がお済みでない協力会社様におかれましては、速やかに登録を進めていただきますようお願いいたします。

また、協力会社様が発注されます２次以下の協力会社様にも、事業者登録、並びに社員の技能者登録の働きかけを引き続きお願いいたします。

今後とも、弊社の工事運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

（１）カードリーダー設置現場の拡大とタッチ環境に関する事項

原則、全ての公共工事、請負金額（税抜）土木 3,500 万円以上、建築 5,000 万円以上の民間工事は CCUS 対象現場とし、最低１台（顔認証を含む）カードリーダーを設置しています。

（顔認証を含む）カードリーダーは基本的に作業所に設置しております。毎日就業開始前、もしくは休憩時間や就業後に毎日１回必ずタッチ（顔認証）をお願いします。カードを保有しているだけでは、就業履歴は蓄積されません。

（２）グリーンサイトとの連携

弊社の CCUS 運用はグリーンサイトとの連携（施工体制及び作業員名簿情報）を前提とし、弊社および協力会社様側の CCUS の登録作業を大幅に削減する運用としています。グリーンサイト未登録の協力会社様は、協力会社様側で就業履歴の情報登録が必要となります。作業手間削減のためにも是非、グリーンサイトでの安全書類提出をお願いします

（３）理由書の提出のお願い

弊社より、工事を発注させて頂く際の見積条件書（令和４年３月１日改定版）に「CCUS」に関する条項を追加させて頂きます。

◆追加条項

乙（協力会社）及び乙の再下請負人（再下請が数次にわたって行われるときは、二次以下のすべての下請負人を含む。）は、それぞれ工事請負契約締結までに建設キャリアアップシステム（以下：CCUS）の事業者登録を完了させること。 また、作業員は原則、現場入場前までに CCUS の技能者登録を完了させること。 尚、やむを得ず CCUS への登録が完了できない場合は、ホームページ掲載の理由書を作業所宛てに必ず提出すること。

理由書は、弊社ホームページ（協力会社の皆さまへ　0.2 建設キャリアアップシステム）に掲載しております。

必要箇所を記入頂き、協力会社様単位で作業所宛に提出ください（FAX 可）。

例）１次下請（A 社）⇒事業者登録（完了）、技能者登録（完了）

２次下請（B 社）⇒事業者登録（未完了）、技能者登録（未完了）

※B 社の理由書を A 社が作業所へ提出してください。

尚、提出頂いた理由書は、加入率向上を目指し新たな施策の検討資料としてのみ利用させて頂きます。

■運用に関するお問い合わせ先

株式会社福田組　安全環境・品質管理部

電話番号：025-266-9113

FAX 番号：025-267-1033

■（事業者・技能者）登録に関するお問い合わせ先

一般財団法人建設業振興基金

https://www.ccus.jp/contact#ContactAddForm

以上